

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成27年3月27日(金)午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所 岡山地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 松田道別(岡山地方裁判所刑事部判事)

裁判官 中田幹人(岡山地方裁判所刑事部判事)

検察官 根未佑江(岡山地方検察庁検事)

同 岡崎真弓(岡山地方検察庁検事)

弁護士 濱田弘(岡山弁護士会所属)

同 安田祐介(岡山弁護士会所属)

裁判員等経験者

1番 裁判員経験者

2番 補充裁判員経験者

3番 裁判員経験者

4番 裁判員経験者

5番 裁判員経験者

6番 裁判員経験者

7番 裁判員経験者

4 議事概要

司会

岡山地方裁判所第1刑事部で裁判長をしています松田でございます。本日は司会進行を担当させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日は岡山地方裁判所で裁判員又は補充裁判員を経験された方の中から、7人の方にお越しいただきました。年度末の誠にお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。この意見交換会は、経験者の方々からそれぞれ参加された事件を通じて裁判員制度についての御意見、御感想をいただきまして裁判員制度の実情を広く知っていただくとともに、制度をより良いものにするために行われるものです。本日は、是非忌憚のない御意見をお話しただいて、我々裁判所、あるいは検察庁、弁護士会にとりましても有意義な会になればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、まず最初に、本日の意見交換会に参加しております裁判官、検察官、弁護士からそれぞれ簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

中田裁判官

岡山地方裁判所第2刑事部の裁判官の中田でございます。本日はお忙しい中、経験者の皆様には裁判所にお越しいただきましてありがとうございます。私は岡山地裁で裁判員裁判を担当しまして丸2年になります。つい昨日も、別の事件ではありますが裁判員裁判の判決をしたところでもあります。今日お越しいただいた経験者の皆様と一

緒に担当した事件としては2件ほどあります。これらも含めて個人的には私はこれまで四十数件裁判員裁判を担当してきました。これまでもこういった形で御意見をお伺いして、裁判員裁判の運用等について改善を重ねてきたところではありますが、まだまだこの制度、改善を重ねていくべきところがたくさんあるかと思えます。今日は皆様の忌憚のない御意見、御感想をお聞きして、今後の裁判員裁判の運営等について、より良いものにしていきたいと考えております。本日はよろしく願いいたします。

根来検事

岡山地検、検事の根来と申します。今回の経験者の方々が担当していただいた事件の中に私が公判を担当した事件もありますし、大変貴重な機会だと思っています。私は来年度も裁判員裁判を担当しますので、是非活かしたいと思っています。よろしく願いいたします。

岡崎検事

同じく岡山地方検察庁、検事の岡崎と申します。私もこの中の1件を担当しております。検察官は公判だけでなく、その前段階の捜査を担当することもあります。今回お話しいただいた御意見を捜査、公判で活かしていきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

濱田弁護士

岡山弁護士会の刑事委員会の委員長をしています、弁護士の濱田です。今回対象となっている事件のうち、1件を担当しましたので今日はこちらに来させてもらいました。弁護士会としまして、裁判員裁判の対応について、刑事委員会の中で色々議論をしているところですし、今後の研修等も委員会で話題になっているところですから、今日伺ったお話を持ち帰って、委員会とか弁護士会の活動に役立てていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

安田弁護士

岡山弁護士会の弁護士の安田と申します。今日載っている事件のうち、1件を担当させていただきました。弁護士もそんなにたくさん裁判員裁判を担当するわけではないので、是非率直な御意見を伺うことができればと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会

それでは、改めましてどうぞよろしく願いいたします。では、早速ですが意見交換に入りたいと思います。まずは経験者の方々に、裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象をお伺いしたいと思います。実際に裁判が行われてからある程度の時間が経っておりますし、また、本日、この意見交換会を傍聴されている方々にもある程度事案を把握していただくという意味もありますので、最初に、簡単ではありますが私の方から各事件の内容を紹介させていただこうと思います。その上で、それぞれの事件を担当された経験者の方々から感想等をお伺いし、併せて裁判員裁判を経験して、

経験する前と後で何か変わった点があるかについてもお話をいただければと思います。では、まず経験者の1番と2番の方が担当されました、現住建造物等放火の事件について御紹介させていただきます。これは、被告人が近隣住民との人間関係に悩んだ末に自宅に放火をして焼身自殺をしようと考えて、母親と自分が暮らす自宅に放火をして全焼させてしまったというような事案です。公判自体は3日間、評議が1日で判決に至っております。公訴事実自体は被告人も認めている、いわゆる自白事件であったようですが、動機が近隣住民との人間関係ということで、住民とのやり取りなど従前の経緯について争いがあったようです。そして近隣住民の証人尋問も行われたようです。その上で争点が量刑だということで、検察官の求刑が懲役5年で弁護人の科刑意見が懲役3年の執行猶予5年保護観察となっていたようです。そして判決は懲役3年、執行猶予5年、保護観察付きということであったと聞いております。それではまずこの事件を担当された方に、裁判員裁判を経験された全体的な印象、感想等を誠に恐縮ですが1番さんからお伺いしたいと思います。1番さん、よろしく願いいたします。

1番

はい、全体的な感想なんですけど、まず、候補として選ばれた時には、まさか自分が実際に裁判員に当選するとは思っていなかったのが実情で、候補になった時には案外気楽に構えていました。しかし実際に家に通知が来て、裁判員になるかどうかということだったんですが、自分は仕事柄断る理由もなかったので「裁判員をやってもいいよ。」という回答を出して、いざ裁判に臨んだのですが、いざ臨めば人の人生に関わることですので真剣に取り組ませていただいて、自分なりに妥当な判断、議論で臨みました。感想をひと言でまとめるならば、思ったよりも気楽にできたのではないかなと思っております。以上です。

司会

どうもありがとうございました。裁判員裁判を実際に経験されてみられて、経験する前と後で、何か日常生活あるいは気持ちの点などで変わった点はありますか。

1番

私は家で新聞もとっていませんし、これまで事件等への関心というものも殆どなかったのですが、自分が経験してみて、そういったところに非常に関心が持てるようになって、ニュース等でも「裁判員」というキーワードが出てきましたら耳を傾けるようになりました。それが実際にやる前とやった後での違いになります。

司会

どうもありがとうございます。裁判に対する関心が高まったという御趣旨でしょうか。

1番

はい。

司会

ありがとうございます。では、同じ現住建造物等放火の事件に参加してくださいました経験者の2番さんにも同様の質問でよろしくお願いいいたします。

2番

私も普通の主婦がこういうことに参加できたことが本当にラッキーだなと思っています。誰でもできる経験ではなく、私も何も断る理由もなかったので参加させていただきました。でもやっぱり普通の主婦がこういうことに、人の人生に関わるようなことに参加して、「本当にこれで良かったのかな。」という反省があります。

司会

ありがとうございます。今おっしゃられた「反省」というのはどのようなことになりますでしょうか。

2番

わりと恐い事件でなかったのでもちょっとホッとしていたんですが、やっぱりみんなで審議して決めたことなんですけど、その中の1人として本当に良かったのかどうかと、今でもやはり疑問に思っています。

司会

ありがとうございます。では同様の質問になりますけど、裁判員裁判を経験なさる前と後でお気持ちの点、日常生活の点等で何か変わった点などはありますでしょうか。

2番

守秘義務と言われていて、これに参加したことは言っても良いと言われていたんですが、あまり裁判のことは人には言わないし、今まで以上に物事を考えて言葉を発するようになりました。同じ仕事の仲間とか、そういう人に対しても言葉を選んで話をするようになりました。

司会

はい、どうもありがとうございました。次は経験者の3番さんと4番さんが参加された事件です。事案の内容は、犯行当時公務員であった被告人が、仕事とは別に個人的に被害者の女性に学習指導をしていたという関係にあつて、被害者は被告人が通っていたお店の従業員であったということです。その被害者を強姦しようとしたところ、被害者が抵抗したために姦淫行為自体は未遂に終わったんですが、その際に被害者に怪我を負わせてしまったという強姦致傷事件です。公判審理自体は1日半だったかと思います。残りの1日半で評議をして判決に至っております。内容については、主に強姦の故意について争ってしまして、強制わいせつの故意の限度では認めていたと思いますが、強姦の故意を否認した否認事件でございまして、被害者の証人尋問を性犯罪ということもあってビデオリンクで行っております。その上で、検察官の求刑が懲役5年で、弁護人の科刑意見が執行猶予ということでした。評議を経た上で強姦の故意はあるものと認めて、結論的には懲役3年、執行猶予5年という判決になっております。では、この事件を担当されました経験者の3番さんから全体的な感想等あれば

お話しいただければと思います。

3番

裁判員に選ばれた時の感想は、1番さんと同じで特に断る理由もなかったもので、何の抵抗もなくお受けしました。事案については、我々6人と裁判官とで色々と議論したわけですが、思った以上に気持ちよく、思ったことが発言できました。ただこれは、裁判官が非常に分かりやすく説明していただいたという背景があるわけで、我々よりも裁判官の方々が大変だなという感想を持ちました。裁判自体はマスコミにも出たんですが、我々も真摯に精一杯考えて結論を出して、判決に至ったんですが、まさか控訴されるとは思っていませんでした。実は先ほど控訴されたんだということをお聞きして、「ああ、難しいもんだなあ。」と思いました。こういうことを経験させていただいて、かなり歳は取ったんですが、今までの自分の人生とか、これからの自分の生き様を考える良いチャンスになったので、是非機会があれば手を挙げてでもやっていただきたいなという気がします。以上です。

司会

どうもありがとうございました。これも同じ質問なんですが、裁判員裁判を経験されてみて、何か経験する前と後で変わった点等はございますでしょうか。

3番

先ほども言われた方がいましたが、裁判への関心は当然上がりますよね。それから最近、裁判員裁判の判決が極刑の場合だと上級審で変えられている場合があるというのを見まして、それがどうなのかなと自分なりに考えましたね。難しい面もあると思うんですが、こういう制度で自分自身ができる精一杯のことをして、社会に少しでも貢献できるのであればそれで十分かなと私は割り切っています。

司会

ありがとうございました。続きまして同じ事件に参加された経験者の4番さん、同様の質問でよろしくお願いたします。

4番

私は10月だったんですが、その前に「選ばれるかもしれません。」という案内が来て、「まさか。」と思って「どうしようかな。」と思っていたところに2通目の案内が届きまして、「これはどちらかに参加しないとまずいな。」と思いました。私は仕事の都合で短い方の裁判に参加させていただいたのですが、その後の新聞発表を見ると、もう一つの事件は大変な事件だったのだなと思いました。あとは、会社の方では社長が「社会貢献だから経験してほしい。」と言われまして、周りの支援もあり、何とか務めることができたなと思っています。それから感想なんですが、昼休みの雑談のときに、予算のことなどから裁判所も色々なところで思った以上に節約されているなと思いました。裁判長も含めてお昼と一緒に弁当を食べていただいて、雑談も含めて色々なお話もしていただきましたし、そのようなこともしていただいたおかげで、

スムーズに進行できたのかなと思いました。それから裁判員が6人もいると、年齢の違いもあっていろいろな理解のされ方があるのですが、そのような場合にも、きちんと個別にといいますか、誠実に対応されてすごいなと思いました。

司会

どうもありがとうございます。同様の質問で恐縮なのですが、裁判員を経験される前と後とで何か違いはありましたでしょうか。

4番

やっぱりみなさんと同じで新聞を見るようになりました。そして新聞の記事には裁判官の名前も出ますよね。そうすると、「あの裁判官はこういう判断をされたんだな。」とちょっと思い出すようなことがあったり、例えば大変な事件の記事だと、裁判官も裁判員を経験される方もとっても大変だったんじゃないかなと思ったりもしました。

司会

ありがとうございました。次は経験者の5番さんが参加された事件になります。簡単に事案を御紹介しますと、被告人が重い障害のある実子を哀れんで心中しようと考へて、8歳の長女を絞殺した事案ということです。公判自体は2日間と評議3日間を経て判決に至っております。争点は、被告人自身が軽症のうつ病であることは争いがなかったのですが、それが完全責任能力か心神耗弱かという点で争いになったようです。検察官の求刑が懲役6年で、弁護人の科刑意見が執行猶予ということで、評議の結果、完全責任能力という判断をして判決は懲役5年となっています。この殺人事件に参加されました経験者の5番さん、全体的な感想等がありましたらよろしくお願ひいたします。

5番

まず、くじで裁判員になったということは本当に予測を全くしていませんでした。みなさんと同じで特に断る理由がなかったので、全てチェックなしといいますか、そういう形で返事を出していましたら、最終的にくじで当たったというのが現状です。今回の案件で最初に感じたのは、実母が実子を殺害したという事件でしたので、私は女性が多い方がこの事件にはより良い判断ができるのではと思ったんですが、くじ引きのシステムを事務局の方に説明をしていただいて、公正さをそこで認識できたので、納得したということなんですが、やはり事件の内容によって性的な、男性か女性かというような配慮があった方が良いのではないかと最初は思ったんです。けど、今になってみると、それは必ずしも必要なかったんだなと思っています。実際の裁判の過程に接したわけですけども、私の家内が非常にサスペンスが好きでして、その手のドラマをしきりに見るので、私もつられて見るのですが、実際の裁判の進行状況はどうもドラマとは違うなど、強く感じました。裁判官の方は、我々素人よりも事件の情報を最初からたくさん持っているのかと思っていたんですが、どうもそうでないということが最初の日の御説明で分かりまして、そのようなギャップを感じました。経験し

た後では、マスコミ等で私の担当したような事件が日本国中で起きて、本当に悲惨と言いますか、このような裁判が1件でも減っていくことを願っています。以上です。

司会

どうもありがとうございました。続きまして、経験者の6番さんが参加された事件について簡単に御紹介いたします。これは、被告人が女性なのですが、いわゆるキャバクラに勤めていた被告人が、その店の客であった被害者の男性に性的なサービスをすると言って誘い出し、共犯者4名とともに暴行を加えて現金等を奪って怪我をさせたという強盗致傷の事件となっております。共犯者4名がいずれも中学3年生の少年であったということが特徴的でありました。公判は2日間、評議も2日間で判決に至っております。事実は認めていた自白事件ですが、共犯事案ということで、被告人の関与の程度がどの程度だったのかというのが争いになった事案です。検察官の求刑が懲役6年で弁護人の科刑意見が執行猶予、判決は懲役3年の執行猶予5年となっております。それではこの事件に参加されました経験者の6番さん、全体的な感想等がありましたらよろしくお願いたします。

6番

私はこの裁判員裁判という制度が始まるということになった時には、裁判官、検察官、弁護士といったそれぞれのプロの方々が審議している所に、なぜわざわざ一般の素人が割って入る必要があるのだろうかという疑問を感じていました。裁判員候補者の名簿に自分が登録されたことが分かった時には、取りあえず、こういう機会を与えられたのだから是非参加して、自分がまず体験して、それからまた考えてみようという思いに変わって、運良く抽選にも当たって参加することができました。私が参加させていただいたこの事件に関して言えば、傷害の程度も決して重度ではなく、被告人も自分がしたことを認めているので、審理の内容についてはそれほど難しいと思うことはなかったのですが、審理をしている間は私なりに真剣に考えたつもりです。最後の日、たまたま休憩時間に経験者5番の方が参加された裁判の判決を聞く機会がありまして、それは私の参加した事件とは違う殺人という事件で、私が座っている傍聴席の前に立っている被告人が、どういう経過、どういう理由があったにせよ、その人の手が1人の自分の子の命を絶ったんだという事実を突きつけられて、それは1人の母親としてもすごいショックを受けて、私が参加させていただいた事件はそれほど精神的な負担を感じることはなかったんですが、また別の所ではそんなに重い事件があって、その事件の裁判員に選ばれた方はどれだけ難しい判断をしているのかと色々考えて、私個人的には、参加してすごく勉強にもなりましたし、参加して良かったと思っているのですが、一方で、もし自分が5番の方が参加されたような事件に参加するとなった場合に参加することを選ぶことができたかどうかと思ったのも事実で、そこからグラグラというか、参加することも難しいのではないかと正直思いました。

司会

ありがとうございました。また同じ質問ですが、経験をされる前と後とで、何か変わった点などありましたでしょうか。

6番

はい、他の方もおっしゃっていましたが、新聞で「裁判員裁判」という文字を見る度にこの記事の向こう側にたくさんの裁判員の方々がいて、特に新聞に載るような裁判員裁判は重大事件が多いと思いますので、本当にみなさん外部と隔絶された部屋の中で色々と評議を重ねられてここに至ったんだなと思うと、自分が経験した事件とも重なって、何か親近感という軽い言葉になってしまいますが、感じるものがあります。

司会

どうもありがとうございました。最後になります。経験者の7番さんが参加された事案になります。これは殺人、そして銃刀法違反と窃盗の事件になります。これは被告人が自分の勤める会社の社長から、自分自身が不正経理等をしていてその返済を求められていたところ、新たな不正が発覚しそうになっていたことで、経済的な困窮から逃れようとして、被害者である社長の胸を柳刃包丁で刺して殺害したという事案です。正当な理由なく包丁を持っていたということで銃刀法違反と殺害後に社長の財布を盗んだということで窃盗も併せて起訴されています。これにつきましては、公判審理は3日間で評議も3日間でした。事実自体は被告人も認めている自白事件であったんですが、犯行に至る経緯ですね、社長からどれだけ追い詰められていたかという点が被告人にどれだけ酌むべき事情に当たるかという量刑が争点になっていました。検察官の求刑が懲役22年、弁護人の科刑意見が懲役11年ということでしたが、判決は懲役16年となっております。それではこの事件に参加された経験者の7番さん、全体的な感想等をよろしくお願ひいたします。

7番

私は初めは断ろうと思っていて、参加をしない方向で考えていました。本当に無知で何も分からなくて、「仕事もあるし、主婦にはできない。」と思っていたので断ろうという考えだったんですが、国民の義務だしという周りの人の意見もあったり、仕事も休める環境にあったので、断る理由もあまりなくなって、軽い気持ちという失礼なんです。そんな感じでお受けすることにしました。いざお受けすることになったら、段々緊張してきて、こういう場面にも皆さんは慣れている方々ばかりなのですが、私は全然慣れてないし、事件の内容というよりも裁判所の中でじっと座っていられるだろうかというところから始まって、内容も本当に法律など全然分かりませんし、そのことが頭にいっぱいでした。それで、たくさんの方がいらっしゃる中で自分は選ばれないと思っていたのですが、選ばれてしまったと。でもそうになると、一主婦が選ばれたということで、これも何か自分の人生でプラスになるかなと、プラスの方向で考えていこうと思ったんです。一旦お受けするとすると、真剣に考えさせてもらいまし

たし、実際の事件は殺人の事件だったので、「どんなに怖い事件なのかな。」と思いましたし、終わった後のメンタル面のことなどもよく言われているんですが、その辺はすごく配慮がされていて、最初に説明もありましたし、気にすることはなかったです。ただ、終わってみて思ったんですが、これが、子育てをしているので子供の怖い事件だった場合にはどうだったのかなと、今終わった後ではすごく思います。今でも、殺人をした方が、悪い意味ではなくてちゃんとされているのかなと時々思ったりしますので、これが子供の事件だったらメンタル面でどうだったかなと思うことはあります。終わった後の感想ですが、メンタル面では特に自分で悩んでというのはないです。やってみて、最初と最後で大きく違うのは、やってみて良かったなという言葉ですね。一つのニュースでも真剣に聞いて、色々な方向から考えられるようになったのが、自分の生活の中でも良かったかなと思います。

司会

どうもありがとうございます。裁判に対する関心が高まったということですかね。そうしましたら、全員の方々から全般的な感想等をお伺いしました。ここからはもう少し話を各論に進めていきたいと思います。次は、審理が分かりやすかったかという点についてお話を伺います。最初に経験者5番さんが参加された事件では、責任能力が争われました。完全責任能力か心神耗弱かという点で、おそらく検察官や弁護人からの説明や裁判所からの説明があったかと思います。また、この事件では、起訴前に被告人を鑑定した医師の証人尋問も行われたようですけども、この証人尋問の内容がよく理解できるものであったかどうかについても御意見や御感想がありましたらお話しいただければと思います。では経験者の5番さんよろしくお願いたします。

5番

私の率直な意見としましては、先ほどもお話ししましたが、テレビドラマと現実とのギャップですね。冒頭で検察官からの冒頭陳述があつて、それに対して弁護側の冒頭陳述がありますね。その中で専門用語がチラッと出てくるわけですね。法律用語と言いますか。それがまず素人としては最初に引っかかります。そして、その内容について印象を受けたのは、検察官からの冒頭陳述は非常にプレゼンテーションが上手いんですね。書式もきちんとしているし、要点も掴んでいますね。その点で、内容がずっと理解できます。それに引き替え、冒頭陳述に関しては弁護側は、私が同じ立場だったらやはり苦労したと思うんですが、非常に難しい弁護内容だったんだろうなと思います。と言うのが、被告人がほとんど犯罪的な要素は認めているわけですから。それを前提にいかにならぬかという立場からすると難しいと思います。それで、心神耗弱という言葉が出てくるわけですが、裁判員という立場では、私らはくじで当たってその午後いきなりの話だったと思うのですが、「何でこんな言葉が出てくるんだろう。」と面食らったというのはありましたね。分からなかった点としては、裁判員になって、裁判長あるいは裁判官の方からいろいろと教えていただくんですが、裁判

員の立場として、どこまで被告人に質問できるものなのかがまず理解できなかつたし、審理の中で、今がこの事件の判決に至るまでのどの時点にいるのかという、自分の立ち位置が分からなかつたというのもありました。裁判員は、被告人あるいは証人に何を聞くのか、聞いて良いのか、また、なぜそれを聞かなければならないのかが分からないんです。判決に至るまでに、裁判員にも質問をする時間が設けられているのですが、質問の内容がどういうことを聞けば判決にどのように影響するのかが分からないんです。この裁判については今日はこういうスケジュールでここまでやります、明日はこういうスケジュールですというスケジュールは出ているのですが、その内容が分からないんです。スタートからゴールまでがある中で、今自分がどこにいるのか、ここではなにを聞いておく必要があつて、最終判断にどういう影響があるのかということが分からないんです。プロの方々はこれをやって、これをやってこれをやってというのが全部分かつておられて何の疑問もないと思うんですが、裁判員になった素人は全く異次元の世界に入っているようなもので、まず自分がどこにいて、この質問が何のためにしているのかが分からないと思うんです。そのためには、ここではこういう質問がされる機会になっています、次の日にはこういう質問をしてくださいとか、そしてそれは判決にこういう影響がありますというようなことを事前に、公判に入る前に教えてもらいたいなと思ひました。それから、最高裁判所から事前にこのようなQ&Aのパンフレットが送られてきており、私も今日来る前にもう一度見てきたのですが、その中で「裁判はどのような流れで進むのですか。」というページがあるんです。そこを見ても、無理矢理見開き2ページにまとめられていますので、プロフェッショナルの方が見るならともかく、裁判員になる者が見ても理解できないですよ。プロの方は何の疑問も持たないとは思ひますが、裁判員になった人に「あなたはこういうことをするために選ばれて、こういう責任を全うすることを要望されているんです。」ということがもう少し噛んで含めて教えてもらえるような情報の出し方をしていただきたいなという気がします。非常に長くなって申し訳ないですが、貴重な時間を活かすためにも、何を聞いて、それが最後の判決にどう影響するのかということを知っておきたいというのを強く感じました。

司会

どうもありがとうございました。お聞きして、問題点は2つですかね。1つは裁判の全体的なスケジュールの中で、どこまで審理が進んでいくのか、自分がどの地点にいるのかをちゃんと知りたいという点と、あとはいろいろな証人尋問や被告人質問がある中で、そこで何を審理しているのか、何に注目して話を聞けば良いのかを事前に知っておきたいという、その2点というふうに理解してよろしいでしょうか。

5番

はい。

司会

どうもありがとうございました。では、せっかくですのでこの裁判に関与された弁護人もいらっしやいますので、もし御意見、御質問等ございましたらお伺いします。

濱田弁護士

弁護士の濱田です。おっしゃるように心神耗弱という言葉を使った気がします。一応、心神耗弱という言葉を使った後にその内容を説明したつもりではあるのですが、おそらく心神耗弱という言葉が出てきた瞬間に面食らってしまったというお話だったんですかね。

5番

そういうことではなく、内容というよりも、この裁判で「心神耗弱」という言葉がなぜ出てくるのかということがそもそも分からないということなんです。それが量刑を決めていく上でどのように影響するのかというのが分からないんです。いきなりそういう専門用語と言いますか、聞いたことのないフレーズが出てきますと、「何だ。」ということになってしまうわけです。

濱田弁護士

分かりました。非常に説明にも弁護人は苦慮してしまっていて、裁判所が責任能力をどのように説明されるのか、検察官も含めていろいろと話し合った結果がああいうかたちになったわけなんです、分かりにくいという御意見はごもっともだと感じております。

司会

よろしいでしょうか。それでは時間の関係もありますので進行させていただきます。もう1点、先ほども少し御紹介いたしました、経験者の6番さんが担当された事件は、性犯罪ではないのですが、被害者が性的サービスをするということで誘い出された事案であり、共犯者が全員中学3年生ということもあって、被害者、共犯者の氏名を全員秘匿していて、「被害者」あるいは「A」、「B」、「C」、「D」といった仮名を用いて審理が進められたという点や、証人尋問ではなく関係者の供述調書の朗読で審理が進められたという点で少し特徴がありました。この点、分かりやすさの点でもし御意見等ございましたらお話しいただければと思います。

6番

少年のことというので、「A」、「B」、「C」、「D」のアルファベットで示されていたんですが、年齢の関係で当然のことだと思いますし、また、却って簡略化されたことで分かりやすかったところもあります。ただ、聞くときに私の聞き方が悪かったのか、「B」と「D」がどちらなのか、聞き取りにくかったところがあったかも知れません。

司会

ありがとうございます。供述調書の朗読というかたちで審理が進められましたが、その点、特に分かりづらいということはなかったでしょうか。

6番

朗読を聞くことによって、流れがよく分かったと私は思っています。

司会

ありがとうございます。先ほどの「B」と「D」はその後の反省会でもちょっと出まして、ちゃんと区別できなかったのは裁判所も含めて反省点だと思っております。そしてこの事件については、検察官、弁護人も担当された方が本日出席していらっしゃると思いますので、もし御意見、御質問等がありましたらお伺いしたいと思います。

根未検事

検事の根未です。調書をかなりたくさん朗読しましたので、あの点どうだったかなと思っていたのですが、今のように言っただけで良かったなと思っております。

司会

それではもう1件、これは経験者の1番さんと2番さんが担当された事件だったのですが、これは自白事件だったのですが、動機が近隣住民との人間関係が関係していたと言うことで、近隣住民とどのようなやり取りをしたかという証人尋問がされて、判決の量刑理由の中でもその判断がされていたと思います。その点で、証人尋問や被告人質問を法廷で聞いておられて内容が分かりやすいものだったかどうかについて御意見がありましたらお聞かせください。

2番

私は、法廷の中では、上の方に座っていて、被告人とか弁護士さんや検察官のやり取りが聞き取りにくかったです。これからはその点はよく分かるように改善していただきたいなと思いました。

司会

聞き取りにくいとはどういったことになりますか。

2番

話している内容が、はっきりと伝わってこないようなところもわりとたくさんあったように思いました。前のめりになって聞かなければ聞こえない時もあるって、もっと大きな声ではっきり話してほしいかなと思いました。

司会

その点は裁判所も、検察官も弁護人も反省すべき所かなと思います。では1番さん、お願いします。

1番

私の感想としては、ちょうど私と2番さんが担当した事件は、被告人の方が耳の聞こえが悪かったと言うことで、こちらの質問がなかなか被告人に伝わりにくくて、それで受け答えもきちんとされないで苦労したということだったのですが、聞き取りづらいつらいつらというか、こちらは聞いているんですがメモを取っているのに、メモを取るのに集中してしまうと内容が自分の中に浸透しないということはありませんでした。裁判員と補充の方2人でちょうど8人だったんですが、次第に役割が自然に出来上がっていて、

話を聞いて、それを噛み砕いて説明するのが得意な人とか、メモの取り方が非常に上手い人とか、そういった役割分担ができていたので、結論から言えば、後々の評議では自分なりには分かりやすく理解できたと思っています。また、法廷では、先ほど5番さんが言われていたように自分のポジションがどこにあるのか、私はもっと質問をしたかったのですが、やはり、素人ということで遠慮もあって、どこまで踏み込んで質問して良いのかなという戸惑いはありました。話がまとまりませんが、難しさもある中で、いろいろな人にフォローもしていただいて、結論的にはちゃんとした結論が考えられたのではないかなと思います。

司会

どうもありがとうございます。

中田裁判官

私は1番さん、2番さんが経験された事件を担当した裁判官の中田です。先ほど2番さんがおっしゃった点について若干補足していただければと思うのですが、声が聞き取りにくかったとおっしゃられたのは、検察官や弁護人の質問する声が聞き取りにくかったということでしょうか。

2番

もう少し大きな声だったら良かったと思います。私は補充裁判員の席だったので、余計に前のめりになって聞いていました。

中田裁判官

ありがとうございます。あと、1番の方に、審理自体分かりづらかったというお話でしたが、どういった点が、例えばここをこうすれば良かったというような御意見がございますか。

1番

そうですね、強いて言うならば、時間があれば良いという問題でもないのですが、意外と始まった日からスケジュールがタイトになっていて、そのタイトなスケジュールの流れについていくのが精一杯なところがあって、後から考えれば「ああ、そういう考えもあって、こういう質問ができたな。」とか思うこともあったのですが、かと言って時間があれば良いというものでもないとは思いますが、そういったスケジュールに対して自分の能力がついていきにくいという面での分かりにくさがありました。

中田裁判官

分かりました。ありがとうございます。

司会

では引き続きまして、同様に経験者の3番さん、4番さんが担当されました事件では、先ほども少し御紹介いたしましたが、強姦の故意が争われていて、被害者の証人尋問がビデオリンク方式で行われたりもしました。それに対応する被告人質問も行われました。そのような法廷の中での証人尋問や被告人質問の分かりやすさについて、

御意見がございましたらお伺いします。

3番

事案にもよると思うのですが、私が携わった事件では、審理、評議ともに分かりにくいとは全く感じませんでした。私は法廷では自分が判断の結論を出す上で確認したいなと思った点は遠慮なしに聞かせていただきました。自分なりに自分の言葉でいけば良いのかなと思って聞きましたので、抵抗はありませんでした。

司会

今のは被告人質問でしたかね。御自分の疑問点を確認されたということですかね。

3番

はい。自分なりに結論を出す上で聞きたいと思った点を聞きました。

司会

それが重要なのかなと思いますね。ありがとうございます。では4番さんお願いいたします。

4番

冒頭陳述を最初から丁寧に言葉の一つ一つを確認しながら説明していただきましたし、時々立ち止まって、意味もきちんと説明していただきました。また、法廷に入る前にも「どんな質問がありますか。」とか「こんなことは聞いても良いですか。」というような確認が事前にできましたので、その辺りは全然不安はなかったです。ただ、弁護人の冒頭陳述の事件の特徴として述べられた部分が未だにちょっと理解できないというのはあります。

司会

ありがとうございます。ではここで検察官、弁護人の方から御質問等ありますでしょうか。双方の訴訟活動や配布した書面等に御質問があればしていただければと思います。

根未検事

特にございません。

岡崎検事

ございません。

濱田弁護士

特にございません。

安田弁護士

私もございません。

司会

よろしいですか。それでは時間の関係もございますので、次に裁判員裁判に参加することの負担についてお伺いします。まず今回、殺人事件が2件ございます。おそらくは証拠の中に被害者の御遺体等の写真があったかと思います。先ほど経験者の7番

さんも少しお話しいただいたところではありますが、裁判所も検察官、弁護人も裁判員の方々に精神的な負担をかけないように工夫をしているところではあるのですが、実際のところそれがどうだったのかという点、写真等を見ることによって精神的な御負担があったのかどうかについてお話しいただければと思います。まず、7番さんよろしくお願ひいたします。

7番

個人差は激しいと思うのですが、私的にはもう少しはっきり見たかったですね。すぐに次の写真に変わっていったので、結局何が映されたのかがよく分からなかったりもしましたのですが、それを言ったらきちんと見せていただきました。私としては大丈夫だと自分で分かっていたので、見させていただいたというのもあるんですが、それが嫌な人は白黒で早く見るというのも良かったのではないかなと思います。そして個人的に大丈夫な人は改めてきちんと見るという方法で良かったのではないかなと思います。

司会

ありがとうございます。この事件、遺体の写真が2枚ありまして、白黒にしてあったんですが、おそらく1枚目が家の中だったのでいろいろな物があって白黒になってしまったので、どれが御遺体なのかが分かりにくい写真になっていたということでしょうか。写真の作り方の問題があったのかなと思います。特にそれを見ることによる精神的な御負担はあまり感じられなかったということでもよろしかったですか。

7番

そうですね。大丈夫でした。

司会

ありがとうございました。では同じく殺人事件を担当されました5番さん、この事件でもおそらく写真等があったかと思いますが、もし御意見等ございましたらお願ひいたします。

5番

まず最初に個人的にはショックを受けましたね。受付の際に説明があったんですけど、ですが、実際に見せていただいた画像には本当に配慮があったと思います。ただ、被害者の8歳の娘さんだったんですが、身体全体が出ている写真がなかったような印象なのですが、その被害者の全体の様子をイメージするには苦労しましたね。絞殺の事件で、我々が見せていただいたのは、そのパーツの部分のみの写真だったわけですね。それはそれで良いと思うんですが、最終的に判決に至るまでに、その女の子がどういう身長でどのくらいの体格なのか、確か言葉では出てきたような気もしますが、せっかく画像で見る機会があったので、それを具体的にイメージできるようなものがあっても良かったかなと思います。飽くまでも配慮した上での話ですが。

司会

ありがとうございます。私はこの事件の担当ではないのですが、おそらくは絞殺と
いうことであれば、写真は首の部分の写真だけということだったのでしょうかね。そ
れで、全体がイメージしづらいところがあったということですかね。

5 番

そうです。

司会

どうもありがとうございました。では次に、裁判員裁判に参加されるに当たって、
皆様、お仕事をお持ちだったり、育児等をしていらっしゃると思うのですが、そのよ
うなお仕事等の負担について、もし御意見がある方がいらっしゃいましたらお願いい
たします。

4 番

仕方がないなという面も含めて、周りに理解はしていただきましたが、ただ本心
は経験をしたことがないので誰も理解しているわけではなくて、ある人は「まだやっ
てたの？」という感じで言われる方もいましたので、私は5日間だったんですが、そ
れでもきついですよね。周りの理解はあったけど、自分的にはきつかったですね。た
だ、予め教えていただいた日程が延びることもないし、短くなることもなかったので、
計画的にやっていただいたのは良かったと思います。

司会

選任手続も含めて5日間だったんですかね。選任手続から公判まで若干日数を明け
たりもしているのですが、例えばその点、期日の指定の在り方ですね、もっとこうす
れば良いのにとというような御意見がありましたらお願いいたします。

4 番

連続4日間はきついです。せめて2日間くらいだったら、2日行って少し空いてと
いうのだったらまだ良いのですが、連続するのがきつかったですね、毎日必ず会社に
帰らなければならなかったもので。間に1日でも数日でも空けるとか、又は1週間に2
日ずつとかであれば良かったですね。

司会

ありがとうございます。この事件は選任からは空いていたのですが、その後火曜日
から金曜日まで連続でしたので、その点がきつかったということですかね。

4 番

そうですね。

司会

他に仕事面あるいは家庭面での御負担等で御意見がございましたらお願いいたしま
す。経験者の1番さんはいかがですか。

1 番

もちろん仕事優先で考えますので、もし仕事が忙しければ最初から辞退していました。たまたま私は仕事が時間を作れる職場だったんですが、そういう環境でなければ参加できないというのが、残念だとは思いますが。私としては仕事面、精神面でも一切負担はなかったですね。

司会

この事件も判決まで5日間で、4日間くらいは連続して参加していただいたようですが、その点はいかがでしたか。

1 番

私はむしろ連続してもらった方が良かったです。間が空くと、却って行くのが億劫になってしまうので。これは人それぞれだとは思いますが。

司会

ありがとうございます。そうしましたら、時間も迫ってきましたので、ここでお1人ずつ、経験者の方々に、これから裁判員になる方へのメッセージをお願いできればと思います。1番さんからお願いいたします。

1 番

私は賛成するでも反対するでもないのですが、参加すると少し人生観が変わることもあると思いますので、これから参加される方へのメッセージとしては、チャンスがあれば是非参加してくださいということですね。

2 番

私はパートの主婦なんですけど、家族の協力もあって参加することができました。そして自分自身にも非常に良い経験になったので、選ばれて本当に良かったと思います。ありがとうございました。

3 番

冒頭にも言ったんですが、私は機会があれば手を挙げてでもと今でも思っています。やはり、人生の中でもいろいろなことがあるわけで、それを自分なりに考えてみたり、人の人生に携わるといことがいかに大事なことなのかということを変えて認識することができたので、この経験は皆さん誰にでも役に立つと思うんです。ですから是非機会があれば、恐れることはありませんから積極的にやっていただいたらと今でも思っています。

4 番

私自身としては、この裁判員への参加について、会社としてどのような規定を作るかを悩んでいたところもあったんですが、経験すれば規則にきちんと織り込めるし、参加する人に対する配慮も考えられるので、そういう意味では経験して良かったと思います。それから、自分自身の行動についても、これまでは、たまに世間を甘く見るというようなことが皆さんもあるのではないかと思うのですが、世間を甘く見てはいけないなど、社会人としての自覚を改めて持つことができたと思います。

5 番

是非経験してもらいたいですね。何度も言いますが、テレビのドラマを見るのと、実際の法廷の裁判は全く違いますので、何事も舞台裏と言いますか、そういうことを知る経験をするには重要だと思います。それと、1つの犯罪というものを起こす人たちは、いかに社会的に時間とお金とエネルギーと、いろいろな方に迷惑をかけているのかということ、自分だけの罪ではないんだということを本当に分かってもらいたいということですね。

6 番

事件によっては非常に重いものもありまして、それに向かい合うことが非常に負担になる方もいらっしゃると思いますが、私の個人的な感想は、今回の経験がとても勉強になったと思いますし、もし身近な人にそういう機会があるのならば、是非前向きに参加してほしいと思っています。

7 番

私も皆さんと同じで、恐怖心を持つことなく積極的に参加していただけたらいいなと思います。1番さんと同じで人生観が変わると思います。

司会

どうもありがとうございます。それでは最後に、この意見交換会に参加しておられます裁判官、検察官、弁護士の方々からそれぞれ感想等をお話いただければと思います。

中田裁判官

本日は大変貴重な御意見をありがとうございました。私どもにとっても大変耳の痛いと言いますか、貴重な御意見をいただいたと思います。今後活かして参りたいと思っております。どうもありがとうございました。

根未検察官

本日はどうもありがとうございました。私たちは評議に参加しませんし、このように皆さんのお声を直接聞ける機会は本当に貴重だったと思います。4月以降も裁判員裁判を担当しますので、今後活かしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

岡崎検事

本日はどうもありがとうございました。皆様の多種多様な御意見を聞いて、とても参考になりました。この御意見を最大限活かしてやっていくことが裁判員制度の趣旨にかなうものだと考えております。検察庁としましては、皆様の御意見を持ち帰り、判断の過程に必要な十分な情報を提供できるように工夫を凝らしていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

濱田弁護士

皆さん、本日はどうもありがとうございました。先ほど検察官のお話にもありまし

たが、我々は評議の場には行きませんし、皆さんのお声も審理の途中で質問される声くらいしか聞くこともなかったもので、非常に参考になりましたし、何となく裁判員の皆さんがどういう思いで、どういうふうにご経過されて、どういうふうにご判断されたのかのイメージを掴むことができました。次に私が裁判員裁判を担当することになった際には、今日いただいた情報も十分に参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

安田弁護士

本日はいろいろな御意見をお聞かせいただいて本当にありがとうございました。先ほども話に出ましたが、私たちは裁判員の方々のお話を聞く機会はほとんどないので、今日いただいた御意見を参考にして、次に裁判員裁判を担当することになった場合には、是非裁判員の皆さんに分かりやすいような形で裁判を進めていけたらと思っています。本日はどうもありがとうございました。

司会

本当にどうもありがとうございました。いろいろと貴重な御意見をいただくことができましたので、私としましても今後の裁判員裁判を進行していく上で参考にさせていただければと思います。本当にどうもありがとうございました。それではここで、一旦意見交換会自体は終了させていただきます。

総務課長（進行）

では、続きまして報道記者の方から、裁判員等経験者の皆様へ質問をしていただく時間とさせていただきます。それでは何か質問がございますでしょうか。

記者

本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。想定していた質問が意見交換会の中でほとんど出てしまったのですが、率直に皆さん、裁判員制度を今後も継続すべきか否かという御意見と、もし改善点があればそれぞれ伺いたいのですが、よろしく願いいたします。

総務課長（進行）

それでは経験者の方、どなたからでも結構ですが、御意見のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

1 番

私としては良い制度だと思っています。義務教育の中にも説明等は取り入れられていると思うのですが、もう少し国民に浸透できるような態勢があれば良いのではないかと考えています。これからも劣化しないように、平凡にならないように毎年更新しながら、工夫しながら進めていただければと思っています。

3 番

私は裁判員制度の存続は結構なことだと思います。難しいのですが、人によって、事案によってはいろいろと負担になる面があるのも事実でしょうから、事案によ

てそれを断れるのか、どこまで配慮していただくことが可能なのかを考えていただければと思います。

6 番

裁判員裁判の制度が良いものかと言われたら、まだ私の中で意見がはっきりしないところもあるのですが、ただ、この裁判員裁判の経験をもっと多くの方にしてもらった方が良いと思います。最近もテレビで裁判員に選ばれたらというような放送がされていたと思うんですが、その一場面を見ながら「そうそうそう、こんなのよ。」とか家族には言ったんですが、その制度をもっと多くの方に経験していただいて、もっとみんなで考えていったら良いのではないかと思います。もっともっと浸透していったらいいと思います。

総務課長（進行）

他に経験者の方で御回答いただける方はいらっしゃいますでしょうか。では他の御質問はございますか。それでは、記者の方からの質問が以上でございますので、以上をもちまして裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。皆様、長時間に渡り、ありがとうございました。お疲れ様でございました。